工 事 記 録 写 真 撮 影 要 領

1　豊橋市が施工する各種請負工事について、受注者は契約内容においての各工事の施工段階、あるいはしゅん工後、外面から確認し難い部分の施工状況については、判断の基礎となり得る記録写真を作成しなくてはならない。

また、工事写真は美術的な画面を見るものと異なり、第三者に工事の適正なる施工内容を認めさせるための説明資料となるものであり、その目的を判然と表現させるように撮影する。

2　工事写真の分類

工事写真
- 着手前及び完了写真（既済部分写真等を含む）
- 施工状況写真
- 安全管理写真
- 使用材料写真
- 品質管理写真
- 出来形管理写真
- 災害写真
- 事故写真
- その他（公害、環境、補償等）

3　工事写真の撮影は以下の要領で行う。

（1）撮影頻度

工事写真の撮影頻度は愛知県写真管理基準または、営繕工事写真要領の撮影箇所一覧表に準じて行う。

（2）撮影方法

工事写真の撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

（土木工事）	（建築工事）
①　工事名	①　工事名
②　工種等	②　工事種目
③　測点（位置）	③　撮影部位
④　設計寸法	④　寸法、規格、表示マーク
⑤　実測寸法	⑤　撮影時期
⑥　略図	⑥　施工状況
	⑦　立会者名、受注者名
	⑧　その他

工事名	
工　種	
位　置	
略図等	

なお、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

４　工事写真は次の場合に省略するものとする。
（１）品質管理写真について、公的機関等（土木工事現場必携第６章資料６－２７公的機関等一覧表参照）で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
（２）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに１回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
（３）監督員が臨場して段階確認した箇所は出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

５　工事写真はカラーとする。

６　工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。
（１）工事写真は電子媒体で２部提出するものとする。
ただし、工事写真の電子納品実施要領及び特記仕様書にて指定される工事については、着手・しゅん工写真をＡ４版の工事写真帳へ整理し提出するものとする。
（２）電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については愛知県デジタル写真管理情報基準(案)によるもとする。
ただし、愛知県デジタル写真管理情報基準（案）に基づいて記録するソフトウェア等を所有していない場合については、工事写真の電子納品実施要領により記録するものとする。

７　工事写真撮影の留意事項
（１）工事着手前の写真
施工前に工事現場の状況をあらわすもので、地形地物の変化の激しい場所や工事目的物が埋設物等の場合は、測点や埋設場所が明確になるように測量ポール等で位置を明示する。
（２）施工状況の写真
工事の進捗状況をあらわすもの。
（３）出来形の写真
出来形は、目盛判読がしやすいテープ、箱尺等により、測定対象物に正確にあて、測定寸法をわかりやすくあらわすものとする。特に不可視部分はよく確認できるように撮影する。
（４）安全管理関係の写真
防護施設、交通保安施設、工事標識等の状況がわかるもの。また安全訓練等の実施報告については、参加者数が確認できるものとする。
（５）材料検収の写真
特記仕様書に検査を受けるものとして定められた材料の形状等の状況が確認できるもの。
また、コンクリート二次製品の外観の出来ばえが確認できるもの。
（６）参考写真
以下に示す場合は、必要に応じ参考写真として撮影しておく。
ア　工事請負契約約款第１８条（条件変更等）による設計図書と工事現場の不一致、施工条件

の相違等がある場合

イ　工事請負契約約款第２６条（臨機の措置）による措置をとった状況

ウ　工事請負契約約款第２８条（第三者に及ぼした損害）の状況

エ　工事請負契約約款第２９条（不可抗力による損害）

関係の事象の発生が予測される場合は、発生前の施工、仮設等の実施状況、現場搬入の機械材料等。

（７）工事完成写真

完成写真は、工事完成後の全景をあらわすものと主要構造物の完成をあらわす部分写真とする。

既設構造物を混同して完成内容が不明確な場合は、補足説明や着色等により完成部分を明示する。

既設部分写真については、対象の出来形に対して完成写真に準じて作成する。

附　則

この要領は、昭和５１年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。